

遊漁規則変更認可申請書

3上小漁発第24号  
令和3年8月5日

長野県知事  
阿部守一様

上田市常田1丁目2番16号  
上小漁業協同組合  
代表理事組合長 北條 作美



令和1年12月19日付け長野県指令元園畜第999号で認可の  
あった内共第1号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので  
認可してください。

添付書類

- 1 遊漁規則改正新旧対照表
- 2 変更しようとする理由
- 3 議決したときの総代会議事録写し
- 4 改正後の遊漁規則

## 1 遊漁規則改正新旧対照表

改正案	現行
<p>遊漁規則第8条（河川特設釣場）</p> <p>ウ 期 間 4月1日から9月30日までの 期間内で組合が定めて公表する 期間。</p> <p>付 則 この規則は、令和4年4月1 日から施行する。（認可日：令和3 年 月 日）</p>	<p>遊漁規則第8条（河川特設釣場）</p> <p>ウ 期 間 4月1日から9月30日まで</p> <p>付 則 この規則は、令和2年1月1日 から施行する。（認可日：令和元年 12月19日）</p>

## 2 変更しようとする理由

当該場所は青木村の外れで上田市丸子町鹿教湯温泉へ通じる長野県道12号丸子信州新線の峠の途中にあり、標高も高く北向きで夏は涼しい日陰になっている所。現行規則では特設釣場を4月1日に開設する規定となっているが、例年この時期は未だ気温が低くて肌寒いうえ、水温も低く釣果があまり良くないなど、特設釣場としての状態が整っていないことが多い。このような時期に来場者に料金を払ってせっかくお越しいただいても満足してもらうことが望めない。

従って、来場者が満足できるような状態が整う頃（4月上旬）を見極めた上でオープンすることができるよう、遊漁規則を改正したい。

## 3 通常総代会議事録

別紙の通り